

第3章

生涯学習社会の実現

総論

文部科学省では、“誰もがいつでもどこでも”学習することができ、また、学習成果を生かすことのできる「生涯学習社会」の実現を目指し、次のような生涯学習振興施策を進めています。

- ・土曜日の教育活動の推進による子供たちの豊かな教育環境の充実、「学校支援地域本部」や「放課後子供教室」など地域ぐるみの子供たちの教育支援活動の取組の支援、地域の学習拠点である公民館や図書館、博物館の充実など社会教育の振興。
- ・家庭教育に関する学習機会の提供や相談対応などの取組の支援、青少年の健全育成のための取組の推進。
- ・大学における公開講座の実施や、放送大学の充実・整備、専修学校の振興など、多様な学習機会の提供。
- ・高等学校卒業程度認定試験の実施や、民間教育事業の質の向上など、学習した成果の適切な評価とその活用の促進。
- ・高齢社会への対応や人権教育の推進、男女共同参画社会の形成に向けた学習活動の振興など、現代的な課題の対応。

生涯学習振興行政は、生涯学習の理念を実現するため、社会教育行政や学校教育行政等において個別に実施される教育に関する施策について、全体を総合的に調和・統合させるための行政と言えます。

第1節 生涯学習の推進

1 生涯学習の意義

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会として「生涯学習社会」という言葉も用いられます。生涯学習の理念については、教育基本法第3条で、「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。

文部科学省では、教育基本法の規定を踏まえ、“誰もがいつでもどこでも”学習することができ、また、学習成果を生かすことのできる「生涯学習社会」の実現を目指し、生涯学習の振興に取り組んでいます。

2 第2期教育振興基本計画が目指す生涯学習社会

平成25年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画（「第2期計画」）では、「一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会」を目指していく必要があるとし、知識を基盤とした自立、協働、創造の三つをキーワードとする生涯学習社会を実現することで、個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善、社会全体の生産性の向上、一人一人の絆の確保が図られ、少子化・高齢化やグローバル化など、我が国が直面する危機の回避につながるとしています（参照：図表2-3-1）。

(自立) 一人一人が、多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことのできる生涯学習社会

(協働) 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会

(創造) これらを通じて更なる価値を創造していくことのできる生涯学習社会

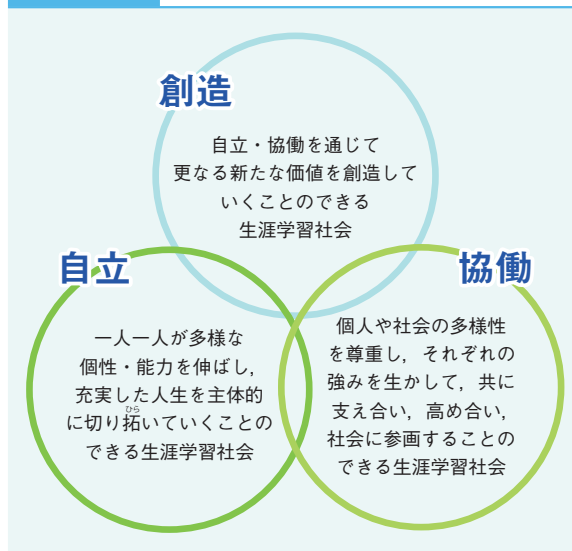
このような生涯学習社会の実現には、学校教育の充実はもとより、社会教育、家庭教育、その他の様々な場や機会における学習の充実・環境整備が必要不可欠となっています。第2期計画においても、生涯学習に関する現状と課題として、グロー

バル化の進展などにより、社会の変化や多様化が一層進行する状況においては、生涯を通じて一人一人の潜在能力を最大限伸ばしていくことが必要であり、生涯学習社会の構築の実現に向けては、より一層、大学等における社会人等の受入れの推進や、多様な主体により提供される学習サービスの質の向上・保証、学習成果の評価・活用、現代的・社会的課題への対応、学習活動を通じた地域活動の推進などの課題に対する施策を集中的に実施することが必要であるとしています。また、社会が多様化していることに伴い、地域社会の抱える課題が多様さと複雑さを増していることを踏まえると、それぞれの地域コミュニティにおいて解決を図ることが一層重要となり、このような地域社会における課題解決の担い手を育てるため、多様な主体による社会教育の展開が必要となっています。さらに、教育の原点である家庭教育は、「生きる力」を身に付けていく基礎をつくる重要なものであり、家庭教育支援の取組においては、家庭や地域のつながりをつくるとともに、教育分野と保健福祉分野の取組の連携・協力により、親子の育ちを一層支援していくことが必要です。

第3章では、生涯学習社会の実現に向けて、学校教育の充実と同様に重要な社会教育や家庭教育などについての文部科学省の取組を紹介します。

図表 2-3-1

自立・協働・創造モデル



第2節 社会教育の振興と地域全体で 子供を育む環境づくり

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標8（互助・共助による活力あるコミュニティの形成）

【成果指標】

- 全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築
- 住民等の地域社会への参画度合いの向上
- 全ての学校、社会教育施設で運営状況の評価や情報提供を実施

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

- 平成25年度 学校支援地域本部の設置状況 3,527本部
（全公立小中学校当たりの実施率 約28%）（平成24年度実績 3,036本部）
- 平成25年度 放課後子供教室の設置状況 1万376教室
（全公立小学校当たりの実施率 約51%）（平成24年度実績 1万98教室）
- 既に実施している地域の取組内容の充実や質の向上に対する支援、優良事例や先進事例などの情報発信に努めていくことが課題
- 今後、大学生や企業OB、民間事業者、文化・芸術団体等、様々な人材の更なる参画促進を図る

1 社会教育推進体制の強化

（1）これからの社会教育行政の在り方

人々の学習に対する需要が高まり、その内容が多様化・高度化する中で、社会教育はその重要性を増しています。

平成25年1月に取りまとめられた「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」では、今後の社会教育行政の方向性として、従来の「自前主義」から脱却し、首長部局・大学・民間団体・企業等の多様な主体に対し、自ら積極的に効果的連携を仕掛けていき、協働して現代的・社会的課題に対応した取組を進める「ネットワーク型行政」の推進を通じて「社会教育行政の再構築」を目指していくことが示されました。

これを踏まえ、第2期計画においては、社会教育推進の基本的考え方として、地域における学習を活力あるコミュニティ形成・^{きずな}絆づくりに積極的に貢献できるものとすることや、社会教育行政が地域の多様な主体とより積極的に連携を仕掛け、一体となって協働して取組を進めていく「社会教育行政の再構築」を実施するための環境整備を図ることが明記されています。

さらに、「社会教育行政の再構築」を実施していく上での具体的な方策などの課題について検討を進めるため、平成25年3月に発足した第7期中央教育審議会生涯学習分科会の下に、「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ」を設置しました。本ワーキンググループでは具体的に、社会教育に関する事務の所管を含めた今後の社会教育推進体制の在り方や社会教育に関する専門的職員である社会教育主事の在り方について、その講習や研修、社会教育主事資格の活用等に関する具体的方策について審議がなされ、25年9月に「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」が取りまとめられました。

今後も引き続き、社会教育推進体制について更なる検討を進め、社会教育の一層の振興を図っていきます。

(2) 人々の学習活動を支援する専門的職員の充実

①専門的職員の現状

社会教育関係職員として、社会教育主事や、司書、学芸員といった専門的職員のほか、公民館主事、社会教育委員、社会教育指導員などが活躍しています。

教育委員会に置かれる社会教育に関する専門的職員である社会教育主事は、地域の学習課題を把握し、社会教育事業の企画・実施や、関係者への専門的技術的な助言と指導を関係各機関との効果的なネットワークを活用して行うことにより、地域住民の自発的な学習活動、また、学習を通じた地域づくりの活動を支援する役割を果たしています。また、図書館及び博物館に置かれる専門的職員である司書及び学芸員は、利用者や地域住民の学習機会の充実に図り、学習活動の支援を行っています。

②専門的職員の養成と研修など

文部科学省では、現職の社会教育主事、司書、学芸員に対して、地域が抱える課題やニーズに対応した実践的な研修を実施することにより、専門的職員としての資質の向上を図っています。また、社会の状況に対応し、地域住民の高度化・多様化する学習ニーズに対応できる社会教育主事や司書を養成するため、大学などに委嘱し、社会教育主事講習や司書講習を実施するほか、学芸員資格認定試験による資格付与を行っています。

(3) 社会教育施設の運営の質向上

公民館、図書館、博物館等の社会教育施設は、地域住民の学習活動の場を提供するとともに学習を通じて、地域コミュニティの形成、地域の絆^{きずな}づくりに資することが求められています。

そのためには、地域の現状・課題を適切に把握し、また、施設利用者である地域住民の意向を十分にくみ取った施設運営を行うことが重要です。さらに、その活動内容を客観的に評価・検証し、地域住民にも公開することを通じて施設の運営の質の向上を図ることとしています。

2 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進

第2期計画では、公民館等の社会教育施設を拠点に、関係部局や関係機関が連携・協働しつつ、地域の課題解決に向けた講座等の学習や地域活動の支援等を地域コミュニティの形成につなげていく取組を推進することとされています。

文部科学省では、公民館や図書館、博物館などの社会教育施設においてそれらの取組が進むよう、様々な支援を行っています。また、平成25年度からは、地域社会における様々な現代的課題に対し、公民館等が関係諸機関と連携・協働し、課題解決に向けて実施する地域独自の取組を支援するため、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」を実施しています。このような取組によって社会教育を活性化することを通じて、地域の絆^{きずな}、地域コミュニティの再生及び地域活性化を図り、元気な日本を取り戻すことを目指します。

①公民館

公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点であるだけでなく、交流の場、地域コミュニティの形成の場として重要な役割を果たしています。平成23年10月現在、公民館は全国に1万4,681館設置され、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた学級・講座の開設など様々な学習機会の提供を行っています。

文部科学省では、少子高齢化、過疎化、災害対策、経済的な格差の拡大など、地域が抱える様々な現代的課題に対して公民館がそれらの課題解決のために実施する取組の支援、社会の要請が高い学習機会の提供の推進、公民館職員の資質向上を図るための研修の実施などに取り組むことを通じ、公民館活動の充実に努めています。

特産品のびわによる地域振興 (高知県南国市立稲生ふれあい館)

南国市教育委員会では、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」を活用し、南国市立稲生ふれあい館にて稲生の特産品である「びわ」による地域振興に取り組んでいます。

南国市稲生地区は肥沃な土壌に恵まれ、古くから農業が盛んな地域であり、また、石灰岩質を好む「びわ」が自生・植樹されており、地域の特産品となっています。

同地区では、平成17年から稲生小学校が取り組み始めたPTCA化（PTAに「地域」を意味する「C（コミュニティ）」を入れた組織）の取組が進んでおり、学びの中心である小学校と公民館の連携が図られています。文部科学省の「学校支援地域本部事業」にも取り組んだことにより、学校と地域との連携が一層進み、将来的に「学校支援から地域支援への移行」を目指しているところです。

そこで、地域住民が結成した「稲生びわ研究会」が進めている「びわ」を使った「びわの種ローション」や「びわ葉茶」、「びわの種石けん」といった特産品開発を、公民館が中心となり、地域住民と一体となっていくこととしました。事業名は、この取組を通じて地域のつながりを深めることを目的として、「びわ色の里づくり」としました。特産品の開発のため、大学等の専門家による講演や、地域の広報誌の作成も併せて実施しました。

これらの地域資源を活用した取組を今後の地域振興へとつなげ、公民館を核とした地域再生を果たしていきたいと考えています。

（執筆：高知県南国市教育委員会）



びわの種ローション作成の様子



びわの種石けんづくり親子教室の様子



②図書館

図書館は、人々の学習に必要な図書や様々な情報を収集・整理・提供する身近な社会教育施設です。平成23年10月現在の図書館数は、公立図書館が3,249館、私立図書館が25館となっており、図書館数、図書の貸出し冊数、利用者数は、近年着実な伸びを示しています。

文部科学省では、平成24年4月に「図書館法施行規則」の一部を改正し、図書館を支える司書が、

地域社会の課題や人々の情報要求に対して的確に対応し、より実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学などにおける司書養成課程及び司書講習における養成課程の改善・充実を図ることとしています。また、図書館職員の資質向上に向けて、新任の図書館長を対象とした研修や中堅の司書を対象とした研修の充実に努めています。

今後も図書館は各地における「地域の知の拠点」として、子供や高齢者など多様な利用者や住民の多様な学習活動を支えるほか、地域が抱える様々な課題解決の支援や、地域の実情に応じた情報サービスの提供など、幅広い観点から社会貢献することが期待されます。

Column No. 13

熊本県立図書館を核とした 公立図書館ビジネス支援高度化事業 (熊本県立図書館)

熊本県立図書館では、平成17年からビジネス支援サービスを行っています。しかし、近年、専門研修を受けた司書の異動や事業の周知不足等により、本館におけるビジネス支援サービスは十分とは言えませんでした。そこで、国の事業を受け、本館のビジネス支援体制の強化を図るとともに、県民がどの地域であっても同等のサービスが受けられるようビジネス支援図書館の拡大に向け取り組んでいくこととしました。

平成25年度においては、①公立図書館長等研修（1回）、ビジネス支援司書養成講座（4日、7講座／実技研修）の開催、②ビジネス支援 起業・経営セミナーの開催、③熊本県図書館NETの開設（平成25年7月）、④新聞等による周知・広報活動などを行いました。

取組の成果として、館長等研修会では、「自分たちの図書館で何ができるのか、何をしたらよいのか、手法を考えるよい機会となった」といった声や、司書養成講座では、「司書としての在り方やビジネス支援サービスについて、様々なことを身に付けることができた」といった声が聞かれました。アンケートでは、「参加・受講してよかった」が、共に100%でした。これら、館長等研修会（本館以外から14名参加）、司書養成講座（本館以外から16名参加）を通じ、参加者の意識改革、資質・技能等の向上を図ることができました。同時に、熊本県図書館NETや新聞広報等を通じて、広くビジネス支援サービスについての啓発を行ったことで、県内市町村ビジネス支援図書館の拡大に向けた機運の醸成を図ることができたのではないかと思います。（執筆：熊本県立図書館）



ビジネス支援司書養成講座の様子



ビジネス支援司書養成講座（実技研修）



ビジネス支援司書養成講座（実技研修）



起業・経営セミナーでのパネルディスカッション

③博物館

博物館は、資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及などの活動を一体として行う施設であり、平成23年10月現在、登録博物館が913館、博物館相当施設349館、博物館と類似の事業を行う施設が4,485館設置されています。

文部科学省では、地域教育力の向上や、博物館職員の資質向上を目的として、博物館長や中堅の学芸員を対象とした専門的な研修を実施するとともに、学芸員を外国の博物館に派遣し、その成果を全国に普及することなどにより、博物館振興施策の充実に取り組んでいます。

また、博物館を支える学芸員が、人々の生涯学習の支援を含め、博物館に期待されている諸機能を強化し、国際的にも遜色ない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学などにおける学芸員養成課程などの改善・充実に努めています。

国立科学博物館では、自然史、科学技術史に関する調査研究、標本資料の収集・保管とその継承を進めるとともに、調査研究の成果や標本資料を生かして展示や学習支援活動を実施しています。平成25年度は、展示活動においては、「深海」「大恐竜展」等の特別展や、江戸時代の人たちの姿や文化を紹介する企画展「江戸人展」、日本のアザミの多様性や人との関わりを紹介する企画展「日本のアザミの秘密」等を実施しました。学習支援活動においては、研究者が来館者と展示室で直接対話するディスカバリートーク等、高度な専門性を生かした独自性のある講座・観察会等を実施するとともに、全国14か所での博物館・教育委員会と協働した「教員のための博物館の日」の実施や、学生等のサイエンスコミュニケーション能力の育成に努めています。また、東日本大震災において甚大な被害を受けた地域の博物館等との連携により、24年度から「震災復興・国立科学博物館コラボミュージアム」を実施しています。恐竜アロサウルスの全身骨格標本や地元ゆかりの標本資料の展示・紹介を行うとともに、関連するテーマの講演会や体験教室を実施しており、25年度は岩手県2か所、宮城県3か所、福島県7か所の博物館等で開催しました。

Column No. 14

博物館が市民と連携して実践する 「地域回想法」について (富山県氷見市立博物館)

氷見市立博物館では、平成23年度から「地域回想法」の取組を進めています。「地域回想法」とは、これまで認知症の非薬物療法として医療、介護現場で実践されてきた「回想法」のノウハウを活用し、地域で暮らす健康な高齢者の介護予防や生きがいづくり等に結び付ける取組で、愛知県北名古屋市で先駆的に実施されてきたものです。

当館では、この取組に学び、氷見^{ひみ}地域で実践可能なモデルを見いだすために、介護施設や地区の老人クラブ等との連携を深め、博物館への見学や「思い出語りの会」を継続的に実施するほか、民具セットを施設へ貸し出しています。民具を見て、触れることで懐かしい話が弾み、笑顔があふれる様子を見ると、「心の健康づくり」にとっても効果があることが実感できます。また、祖父母が孫と博物館を訪れ、苦労をしながらも一所懸命生活した当時は誇らしげに語り、それを尊敬のまな差しで見上げる孫の様子も見受けられます。家族や地域の絆^{きずな}を再確認でき、「地域づくり」に役立つなどその可能性は正に無限大です。



地元老人クラブが博物館で行った「思い出語りの会」

「地域回想法」を通じて、これまで距離感のあった「博物館」と「福祉」の分野の連携（博福連携）が一層進むことが期待されます。北名古屋^{ひみ}市のような大都市圏ではなく、少子高齢化や人口減少に悩む過疎^{ひみ}地域でも実践できるよう、「氷見型地域回想法」を確立させ、全国モデルとなることを目指していきます。

（執筆：富山県氷見市立博物館）

3 社会全体で子供たちの学びを支援する取組の推進

（1）学校・家庭・地域の連携

第2期計画では、全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子供たちの活動を支援する取組や地域と共にある学校づくりを推進することとされています。

そのため文部科学省では、社会全体で子供を支え、地域住民等の参画により実施する「学校支援地域本部」や「放課後子供教室」など、地域の実情に応じた学校・家庭・地域の連携協力のための様々な取組を支援しています。

（2）地域全体で子供を育む環境づくりの支援

文部科学省では、平成19年度から、保護者や地域住民の協力を得て、放課後などに子供たちに学習や様々な体験・交流活動等の機会を提供する「放課後子供教室」（平成25年度1万376教室）を、厚生労働省が留守家庭児童を対象として実施している「放課後児童クラブ」と連携した総合的な放課後対策「放課後子どもプラン」として推進しています。

また、平成20年度からは、地域住民がボランティアとして、授業等の学習補助や部活動の指導補助、学校行事の支援など、学校の様々な教育活動を支援する仕組みである「学校支援地域本部」の取組も推進しています（平成25年度3,527本部）。

これらの活動は、学校と地域との連絡・調整や活動の企画などを行うコーディネーター、学校の教育活動の支援や放課後等における学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心となって実施する教育活動推進員、様々な教育支援活動の実施に当たって、プログラムの実施のサポートや子供たちの安全を管理する教育活動サポーターなどとして、保護者を含む地域住民やPTA関係者、退職教員、大学生、青少年・社会教育団体関係者、NPO法人、企業関係者などが協働・連携することにより、地域の実情に応じた様々な取組が進められています。

例えば、埼玉県さいたま市においては英語を得意とする地域住民などの協力を得て、放課後に小学校低学年の児童を対象とした英語教室や教員OBなどが指導者として、宿題の見守りやドリルなどの

学習活動を支援する放課後チャレンジスクールが実施されています。また高知県では、昼休みや放課後、夏季休業中において、地域の方がテストなどの採点を実施するほか、「総合的な学習の時間」において地域の様々な話をしてもらするなど、地域による教育支援活動が行われています。

「学校支援地域本部」や「放課後子供教室」などの活動を通じて、授業時間や放課後、週末等に地域の方々が子供たちと触れ合うことは、子供たちを健やかに育むための教育活動の場を提供するだけでなく、地域の方々にとっても、活動に参加することで新たに学び、これまでの知見や経験したことを活用、実践する機会にもなり、これらの活動は、地域の方々の生涯学習の場、その成果の活用としての効果も期待されます。

また、学校・家庭・地域が連携した教育支援活動と、平成26年度から新規事業として開始した土曜日の教育活動については、両事業の連携や充実を図り、豊かな学びを通じて、子供たちの社会を生き抜く力を育成することを目的として推進していきます。



「針ヶ谷ふれあい子ども教室（さいたま市）」における
地域住民による学習指導

（3）PTA及び青少年教育団体の実施する共済事業

「PTA・青少年教育団体共済法」は、相互扶助の精神に基づき、PTA及び青少年教育団体が、その主催する活動における災害等について補償する新たな制度共済の仕組みを確立することで、青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的としています。PTAや青少年教育団体等は同法に基づき、文部科学省又は都道府県教育委員会の認可を受けて、共済事業を実施することができます。

文部科学省では、共済事業の認可申請のあった公益財団法人ボーイスカウト日本連盟に対して平成25年11月7日に認可を行いました。25年度末までに全国で23団体が本法に基づく共済事業の認可を受けています。

文部科学省では、共済事業が円滑に実施されるよう、都道府県教育委員会や団体に対する研修会の実施や情報提供などの支援に努めています。

家庭教育支援の推進と青少年の 健やかな成長

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標8（互助・共助による活力あるコミュニティの形成）

【成果指標】

＜初等中等教育・生涯学習関係＞

○家庭教育支援の充実

- ・全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施（家庭教育支援チーム数の増加）
- ・家庭でのコミュニケーションの状況や子供の基本的な生活習慣の改善

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

○家庭教育支援チーム数

【平成25年度】381チーム（【24年度】328チーム）

○家の人と学校での出来事について話をしている児童生徒の割合

【平成25年度】（小学生）76.5%（中学生）66.8%

【平成24年度】（小学生）75.9%（中学生）66.0%

○毎日、同じくらいの時間に寝ている児童生徒の割合

【平成25年度】（小学生）78.9%（中学生）74.4%

○朝食を食べないことがある児童生徒の割合

【平成25年度】（小学生）11.4%（中学生）15.7%

○引き続き、親が家庭教育に関する学習や相談をできる体制が整うよう、家庭教育を支援する自治体の取組を推進するとともに、訪問型アウトリーチ支援など問題を抱え孤立した家庭に対する効果的な行政手法についての検討が必要。

○基本的な生活習慣を身に付けることは、自分自身をマネジメントする力を身に付けていくことの基礎であり、生活の自己管理が可能になる中高生以上への具体的な普及啓発の手法について検討が必要。

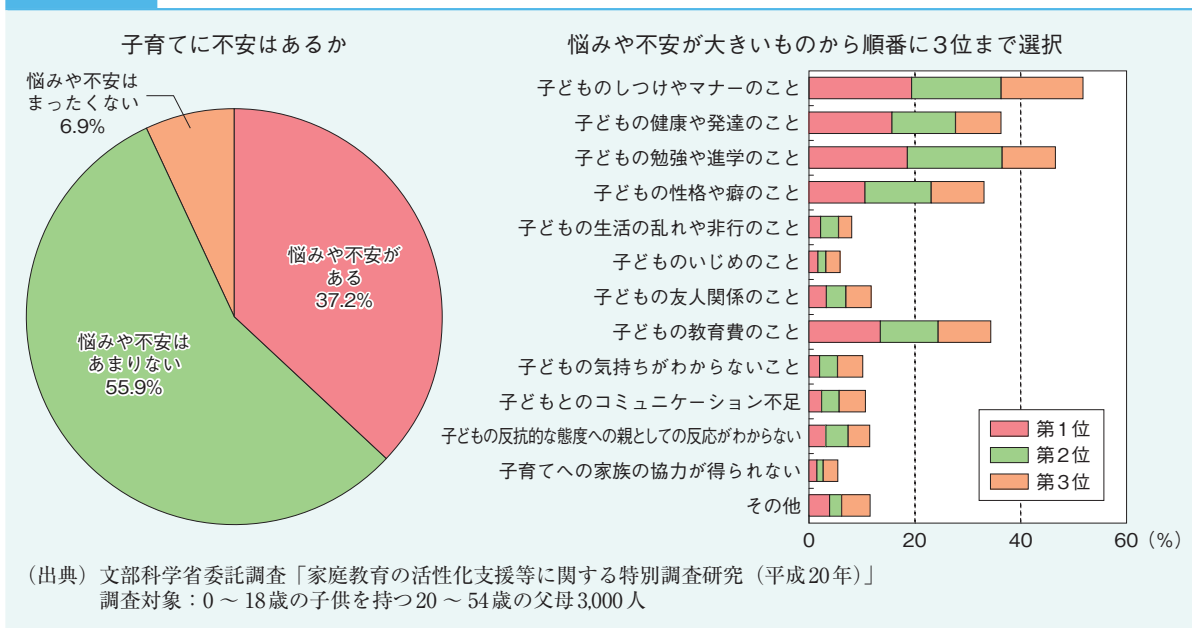
1 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

（1）家庭教育の現状と課題

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子供が基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものです。平成18年に改正された「教育基本法」においては、家庭教育に関する規定（第10条）が設けられています。

現在、多くの家庭が家庭教育に努力している一方で、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱え、子供の社会性や自立心などの育ちをめぐる課題等が生じています（図表2-3-2）。第2期計画では、基本施策に「豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実」が掲げられ、身近な地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、コミュニティの協働による家庭教育支援体制を強化することとしています。

図表 2-3-2 子育てについての悩みや不安



(2) コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

文部科学省では、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」により、身近な地域において、保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、自治体の取組を支援しています。平成25年度は、就学時健康診断や保護者会など多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供、家庭教育支援チーム等による様々な家庭の状況に応じた訪問型支援も含む情報提供や相談対応のほか、親の学びのための学習プログラムの作成や、講座の進行役となるファシリテーター等地域人材の養成などの様々な家庭教育支援の活動が実施されました（25年度実施箇所数：3,166か所）。また、「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」を開催し、家庭教育支援チームの組織化や効果的な取組を行うためのノウハウ等について検討を行いました。

さらに、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」により、課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材によるサポート体制の構築のため、全国で実証的調査研究を実施（25年度実施箇所数：19か所）したほか、地域住民、学校、行政、NPO法人、企業などの協働による社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な取組事例などを活用した全国的な研究協議を行いました。

このほか、親子のコミュニケーションなどによって育まれる家族の絆^{きずな}や、家庭でのルールづくり、「早寝早起き朝ごはん」といった子供たちの基本的な生活習慣づくりなどについて、親子で話し合ったり、一緒に取り組んだりすることの大切さを社会全体で呼び掛けていくため、文部科学省と日本PTA全国協議会との共催により、「親子で話そう！家族のきずな・我が家のルール」三行詩募集を実施しました。平成25年度は、全国から10万6,245作品の応募があり、選定された優秀作品12作品及び佳作19作品について表彰を行いました。

家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会について

文部科学省では、家庭教育支援チームの現状を把握・分析し、チームの組織化、効果的な取組を行うためのノウハウ等について検討するため、平成25年9月に「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」（座長：山野則子大阪府立大学教授）を開催し、「審議の整理」を取りまとめました。

家庭教育については、地縁・血縁関係が希薄化し、保護者が子育てに関する生きた知識・ノウハウの習得や、子育てに関する自らの考え方を形成する機会が乏しくなっていると同時に、保護者だけによる家庭教育は、保護者への過度な負担、子供への過保護・過干渉にもつながりやすく、地域社会から孤立した家庭においては、問題を抱え込み、主体的な家庭教育が困難になっているといった課題があります。

本整理の中で、家庭教育支援チームは、子育て経験者など保護者と同じ目線で寄り添う「当事者性」、地域の課題を共有し、地域の身近な存在としての「地域性」、業務によっては、一定の「専門性」といった特性を持ちながら、「保護者への学びの場の提供」のほか、「親子の地域の居場所づくり」や「訪問型家庭教育支援」等の業務を通して、保護者への寄り添い支援、家庭と地域・学校などとのつながり支援を行うことが期待されています。

あわせて、チームの特性に応じて、「行政と連携したルール作り・取組の実施」や、地域単位での実践的な「地域密着型」の研修、チーム員全体が顔を合わせて行う「グループ型」の研修、被支援者が支援者側に回る「循環型」の研修等を、家庭教育学級等を活用して行うといった、「新たな人材養成システムの検討」も必要とされています。

本整理も踏まえて、引き続き、家庭教育支援チームによる活動を推進し、地域や各家庭の状況にかかわらず等しく主体的な家庭教育ができる環境整備を図っていくことが重要です。

家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1341148.htm



親子の居場所づくり



訪問型家庭教育支援

（３）子供から大人までの生活習慣づくりの推進

①基本的な生活習慣の現状

子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和の取れた食事、十分な休養・睡眠が大切です。しかし、最近の子供たちを見ると、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期の子供にとって当たり前で必要不可欠である基本的な生活習慣が大きく乱れています。

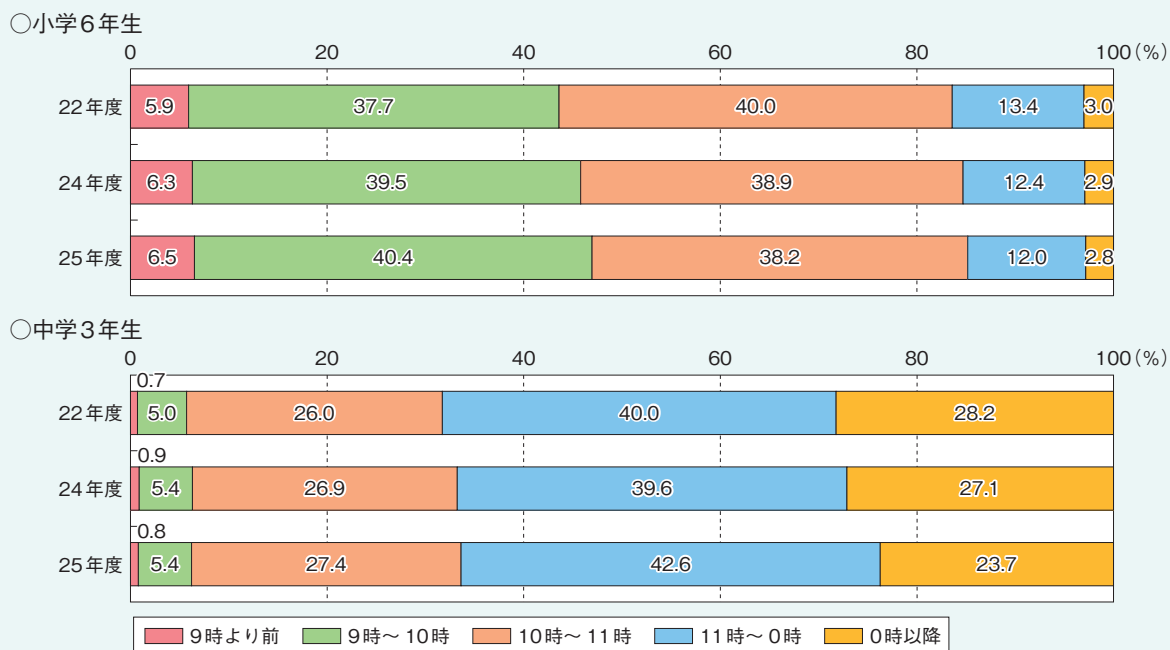
近年、ライフスタイルの多様化などにより、家庭や社会の影響を受けやすい子供たちの生活習慣の

乱れが、学習意欲や体力・気力の低下の要因の一つとして指摘されています。特に生活圏の拡大や行動の多様化等により生活リズムが乱れやすい環境にある中高生以上に対する普及啓発を進めるとともに、社会全体の問題としての取組の定着を推進しています。

(ア) 子供の就寝時間

平日23時以降に就寝する小学生の割合は約15%，平日24時以降に就寝する中学生の割合は約24%となっています（図表2-3-3）。

図表 2-3-3 小・中学生における平日の就寝時刻

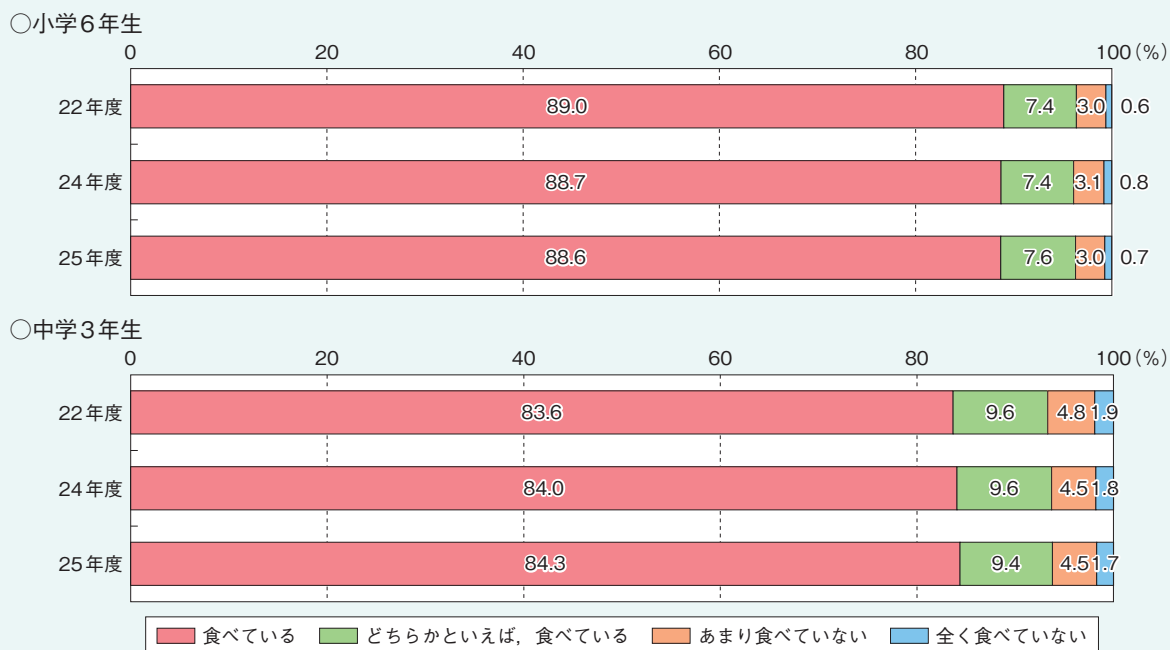


（出典）文部科学省「全国学力・学習状況調査」（平成25年度）

(イ) 子供の朝食摂取

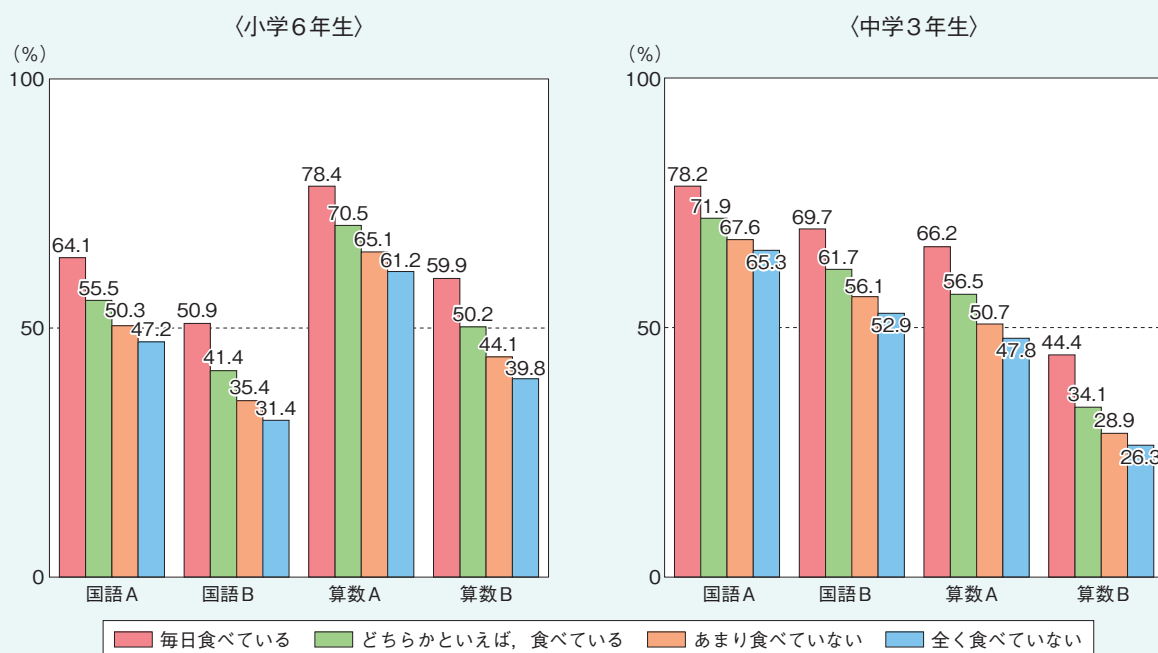
朝食を食べないことがある小・中学生の割合は、小学生で約11%，中学生で約16%となっています（図表2-3-4）。また、毎日朝食を食べる子供の方が、平成25年度「全国学力・学習状況調査」の平均正答率が高い傾向にあることが分かっています（図表2-3-5）。

図表 2-3-4 朝ごはんを食べないことがある小・中学生の割合



(出典) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成25年度)

図表 2-3-5 朝食摂取と学力調査の平均正答率との関係



(出典) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成25年度)

②子供の生活習慣づくりのための取組

(ア)「早寝早起き朝ごはん」全国協議会による運動の推進

平成18年4月に、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が発足し、PTAをはじめ、経済界、メディア、有識者、市民活動団体、教育・スポーツ・文化関係団体、読書・食育推進団体、行政など、幅広い関係団体の参加を得て、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を民間主導で推進しています。本協議会では、発足以来、関係団体の協力を得ながら、子供の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上に

つながる運動、コミュニティサイトによる情報提供などを展開しています*1。

(イ) 中高生を中心とした子供の生活習慣づくり支援

平成25年度においては、「中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討委員会」を開催し、中高生や保護者等への普及啓発の内容や家庭をはじめ学校や地域における効果的な取組を行うためのノウハウ等について検討を行いました。また、「子供の生活習慣づくり～今が大事！中高生のライフマネジメント～」をテーマに、全国的な研究協議を行いました。

Column No. 16

「中高生を中心とした子供の生活習慣づくり検討委員会」について

文部科学省では、中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関して、中高生や保護者等への普及啓発の内容や家庭をはじめ学校や地域における効果的な取組を行うためのノウハウ等について検討するため、平成25年10月に「中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討委員会」（座長：鈴木みゆき和洋女子大学教授）を開催し、「審議の整理」を取りまとめました。

文部科学省では平成18年から「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進してきており、幼児、小学生を中心に子供の生活習慣の改善に大きな効果が見られているところです。しかし、中高生については、生活圏の拡大や行動の多様化等により依然として、睡眠時間の不足など生活リズムが乱れやすい環境にあり、生活習慣の乱れによる心身の不調により、様々な問題行動にも発展する可能性も懸念されています。

本検討委員会では、最近の中高生を取り巻く状況を踏まえ、中高生を中心とした子供の生活習慣の課題・問題点、支援・普及啓発の在り方、効果的な取組等について審議を行い、本整理の中で、睡眠に関する教育の重要性や、将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることの重要性が提言されています。

また支援・普及啓発の在り方として、科学的な知見・根拠を示した普及啓発や、教師など大人からの「縦の関係」、生徒会などの「横の関係」、大学生などによる「斜めの関係」等、様々な角度からのアプローチの必要性についても提言されています。

中高生向けのワークショップの開催や家庭教育支援チームにおける学習・体験活動など、取組の具体例についても盛り込まれておりますので、本整理を踏まえて、子供の生活習慣づくりに関する取組が一層推進されることを期待しています。

中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討委員会

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1342469.htm



料理体験活動



高校生による読み聞かせ

*1 早寝早起き朝ごはんコミュニティサイトについて <http://www.hayanehayaoki.jp>

2 青少年の健全育成の推進

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標3（生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得）

【成果指標】

- 体験活動・読書活動の実施状況等の改善
- ・体験活動を行う児童生徒等の数の増加

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

- 「今後の青少年の体験活動の推進について（答申）」（平成25年1月21日中央教育審議会）を踏まえ、体験活動の推進施策として、家庭や企業に対する普及啓発、青少年の体験活動の評価・顕彰制度の創設、体験活動を推進する企業の表彰、防災キャンプ等を実施。
- 「健全育成のための体験活動推進事業」により、いじめの未然防止を図るため、児童生徒の健全育成を目的とした学校が実施する宿泊体験活動の取組を支援している。
- 国立青少年教育振興機構において、全国28か所にある国立青少年教育施設を活用し、青少年の体験活動の機会と場を提供（平成25年度利用者数：519万7,997人）
- 民間団体が実施する体験活動等に対し、「子どもゆめ基金」事業により助成（平成25年度採択件数：3,517件）。
- 青少年の国際交流を推進するため、全国の青少年教育施設を活用し、自然体験・スポーツ体験・文化体験等をととして諸外国の青少年と交流する事業を実施。

（1）青少年の体験活動の推進

①学校・家庭・地域における体験活動の推進

「社会を生き抜く力」を育む上で、青少年の体験活動は不可欠なものです。平成25年1月に中央教育審議会より答申された「今後の青少年の体験活動の推進について」においては、都市化、少子化、電子メディアの普及などにより、これまで身近にあった遊びや体験の場、「本物」を見る機会などが少なくなっていることを受け、学校・家庭・地域が連携して社会総ぐるみで、人づくりの「原点」である体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことの必要性が提言されています。

体験活動の意義と効果は、調査研究においても示されており、国立青少年教育振興機構の調査によれば、子供の頃の体験が豊富な人ほど、規範意識・職業意識・人間関係能力・文化的な作法や教養・意欲や関心等が高い傾向にあることが明らかになっています。また、平成25年度の「全国学力・学習状況調査」においては、自然の中で遊びや観察、集団宿泊活動を行った児童生徒の方が、国語・算数または数学の問題の平均正答率が高い傾向が見られました。

本答申などを踏まえ、文部科学省では、家庭や企業などに対し、体験活動の重要性等について普及啓発を実施するとともに、青少年の体験活動の評価・顕彰制度の創設に関わる調査研究や、企業が社会貢献活動の一環として行う青少年の体験活動の表彰と実践事例の普及啓発等を行っています。加えて、学校等を避難所と想定した防災教育プログラムを地域住民や保護者の協力を得て実践する「防災キャンプ推進事業」などを行っています。

また、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、「健全育成のための体験活動推進事業」において、児童生徒の健全育成を目的とした学校が実施する宿泊体験活動の取組を支援するとともに、農林水産省・総務省と連携して子供の農山漁村宿泊体験などを推進しています。

②青少年の国際交流の推進

文部科学省では、国内外の人々との交流を通じて青少年の国際的視野の醸成などを図るため、諸外国の青少年との相互交流や体験活動等を通じた国際交流を推進しています（参照：第2部第10章第

1 節 2)。

(2) 国立青少年教育振興機構を中心とした体験活動の振興

① 青少年教育施設における体験活動の振興

国立青少年教育振興機構は、青少年教育のナショナルセンターとして、全国に28施設ある国立青少年教育施設を活用し、不登校、発達障害、非行などの青少年の現代的な課題に対応したモデル的プログラムの企画・実施のほか、基礎的・専門的な調査研究、学校や青少年団体等が青少年教育施設を利用して行う活動に対する指導・助言などの支援を行っています。また、青少年団体などと連携し、社会全体で体験活動を推進する機運を高めるため、毎年10月を「体験の風をおこそう推進月間」と定め、集中的にイベントを実施するなど、体験活動の重要性を広く家庭や社会に伝える活動を進めています。



カッター研修に参加する子供たち
(国立江田島青少年交流の家)

② 「子どもゆめ基金」事業

同機構では、未来を担う夢を持った子供の健全育成を進めるため、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動などに対して「子どもゆめ基金」事業による助成を行うことで、民間団体による草の根レベルでの体験活動などを支援しています。平成25年度は4,646件の応募に対し、3,517件の活動を採択し助成を行いました。

③ 青少年を有害環境から守るための取組の推進

近年、子供たちが携帯電話やスマートフォン、パソコンなどを利用する機会が増加する中、長時間利用による生活習慣の乱れや、インターネット上の違法・有害情報サイトに起因する犯罪やトラブルに子供たちが巻き込まれるケースが多発するなど、様々な問題が深刻化しています。

そこで、文部科学省では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」等に基づき、地域・民間団体・関係府省庁などと連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進しています（参照：第2部第11章第1節5））。

④ 子供の読書活動の推進

読書は、子供にとって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成25年5月17日閣議決定）に基づき、子供の読書活動を支える環境の整備に努めるとともに、子供の読書活動の重要性についての普及啓発等を行っています（参照：第2部第3章第5節8））。

国民一人一人の生涯を通じた学習の支援

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標3（生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得）

【成果指標】

- 学習成果の活用状況の改善
 - ・身に付けた知識・技能や経験を生かしている人の割合の増加
- 民間教育事業者等における学習の質の保証・向上に向けた取組状況の改善
 - ・情報公開・自己評価等を実施している民間教育事業者等の割合の増加

成果目標4（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等）

【成果指標】

- 就職ミスマッチなどによる若者の雇用状況（就職率、早期離職率等）改善に向けた取組の増加
 - ・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等への社会人の受入れ状況の改善（履修証明プログラムがある大学の増加、社会人等の対象コース等を設けている専修学校数の増加、社会人入学者の倍増）

成果目標8（互助・共助による活力あるコミュニティの形成）

【成果指標】

- <高等教育・生涯学習関係>
- 地域に向けた公開講座数や大学開放（体育館、図書館等）の状況の向上

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

- 生涯学習をしたことがある者のうち
 - 仕事や就職の上で生かしている者：31.3%（平成24年度）
 - 地域や社会での活動に生かしている者：21.8%（平成24年度）
- 年間受検者数が1万人以上の民間検定試験の事業者及びこのほか、文部科学省の後援名義の使用を許可された民間検定試験の事業者における検定試験の自己評価等の実施割合
平成23年度：32% → 平成24年度：50%
- 履修証明プログラムを開設している大学
平成21年度：73校（9.7%）→ 平成23年度：70校（9.2%）
- 大学・専門学校等における社会人受講者数
平成25年度6月時点：12万人
- 専修学校における科目等履修生数の状況
平成24年度：4,519人 → 平成25年度：6,674人
- 大学及び短大における公開講座数
平成22年度：3万4,740講座 → 平成24年度：3万6,246講座
- 体育館、図書館等の施設を開放している大学及び短大の割合
平成22年度：77.9% → 平成24年度：85.7%（4年制大学）
平成22年度：65.5% → 平成24年度：75.1%（短期大学）
- 「民間教育事業者における評価・情報公開等の在り方に関する検討会」において、ガイドラインの作成に向けて議論を進めている。
- 近年の受講者の学習ニーズの多様化等に対して、認定社会通信教育事業者が柔軟に対応できるよう、平成25年4月に社会通信教育基準を改正し、修業期間の緩和等に関する制度改正を行った。
- 学習成果が生かされる仕組みづくりのため、平成22年にまとめられた「検定試験のガイドライン（試案）」を踏まえ、自己評価・情報公開の取組の普及を促進している。
- 「高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくり」に向けた専修学校の専門課程における先導的試行として、企業等との密接な連携により実践的な職業教育に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する仕組みを創設し、平成26年3月31日に472校、1,373学科を認定した。
- 「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）等を踏まえ、大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材等の育成等を行うオーダーメイド型職業教育プログラムを新たに開発・実施することや、若者等の学び直しの支援のための日本学生支援機構の奨学金制度の弾力的運用など、社会人の学び直し機会の充実に取り組んでいる。

近年、人々の学習需要が高まり、またその内容が多様化・高度化するのに伴い、生涯学習社会実現への期待は、ますます高まっていると言えます。文部科学省では、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、「生涯学習社会」の実現のための取組を進めています。

1 多様な学習機会の提供

(1) 放送大学の充実・整備

放送大学は、大学教育の機会を幅広く国民に提供することを目的として昭和58年に創設された通信制の大学です。テレビ・ラジオの放送を利用して、いつでも誰でも学ぶことができます。また全都道府県に「学習センター」等を設置し、学生の学習を支援するとともに、公開講演会の開催などを通じて地域の生涯学習の振興にも寄与しています。

平成25年度第2学期現在で約9万人が学んでおり、これまでに130万人以上の学生が学び、7万人を超える卒業生を送り出しています。放送大学の学生は、職業・年齢・地域を問わず多様であり、学生の有職率は約7割、身体に障害を有する方も約700名在籍しています。このように、我が国の生涯学習の中核的機関として大きな役割を果たしており、第2期計画にも「社会人の学び直しの機会の充実」として記載されているとおり、科目の充実等を一層進めています。

放送大学では、豊かな教養を培うとともに実生活に即した専門的学習を深められるよう、学部・大学院を合わせて343科目が開設されています。既存の学問分野にとらわれず、学習者の目的に合わせて自由に選択することが可能となっています。また、教員の専修免許をはじめとした各種資格の取得や、特定分野の授業科目群を設定して学位以外の履修証明を与える「科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）」などの実施により、国民の多様化・高度化する学習需要に応えています。

平成25年度からは、教養学部情報コースを、大学院には情報学プログラムを設け、社会のニーズに対応した学習の充実を一層進めています。

(2) 大学における生涯学習機会の提供

生涯学習社会の実現に向け、各大学（短期大学を含む）においては、地域・社会における「知の拠点」として、社会人入試、夜間・昼夜開講制、科目等履修生、通信教育、履修証明制度、公開講座などを実施しています。このうち、公開講座は多くの大学で開講され、大学における教育・研究の成果を直接、地域住民などに学習機会として提供する役割を担っています（平成24年度は、少なくとも946大学で3万6,246講座が開講され、176万4,444人が受講）。

(3) 専修学校教育の振興

専修学校は、「学校教育法」において「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする学校であるとされ、実践的な職業教育、専門的な技術教育などを行う教育機関として、大きな役割を果たしています（平成25年5月現在、学校数3,216校、生徒数66万78人）。専修学校は、入学資格の違いにより、高等学校卒業程度を入学資格とする「専門課程」（専門学校）、中学校卒業程度を入学資格とする「高等課程」（高等専修学校）、入学資格を問わない「一般課程」の三つの課程に分かれています。なお、高等課程については、高等学校等における教育費負担の軽減を目的とした高等学校等就学支援金の支給対象とされており、専門課程については、日本学生支援機構による奨学金が貸与されています。

専修学校の専門課程においては、企業等との密接な連携により、実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する仕組みを平成25年8月に創設して、26年度から開始することとなります。

また、産業界のニーズを踏まえた中核的専門人材養成を推進していく観点から、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、社会人や学生・生徒が就労やキャリアアップに必要な知識・技術・技能等を習得するための学習システムの構築を図りました。

（４）文部科学省認定社会通信教育

文部科学省では、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育のうち、社会教育上奨励すべきものについて認定を行い、その普及・奨励を図っています。平成26年3月末現在、文部科学省認定社会通信教育は、29団体110課程であり、25年における1年間の延べ受講者数は約4万9,000人となっています。

（５）民間教育事業者、NPO法人との連携等

民間教育事業者や教育分野で活動を行うNPO法人などの民間団体は、新しい社会づくり・地域づくりの担い手として、国民の多様な活動を支える上で大きな役割を果たしており、今後その役割はますます重要なものになると考えられます。

文部科学省では、民間団体と行政の協働による取組の充実を図るため、民間のノウハウを生かした各種のモデル事業や調査研究などを実施しているほか、教育関係NPO法人の先進的な取組を紹介するなど、民間団体の取組の活性化や官民のネットワーク形成を支援しています。

2 学習成果の評価・活用

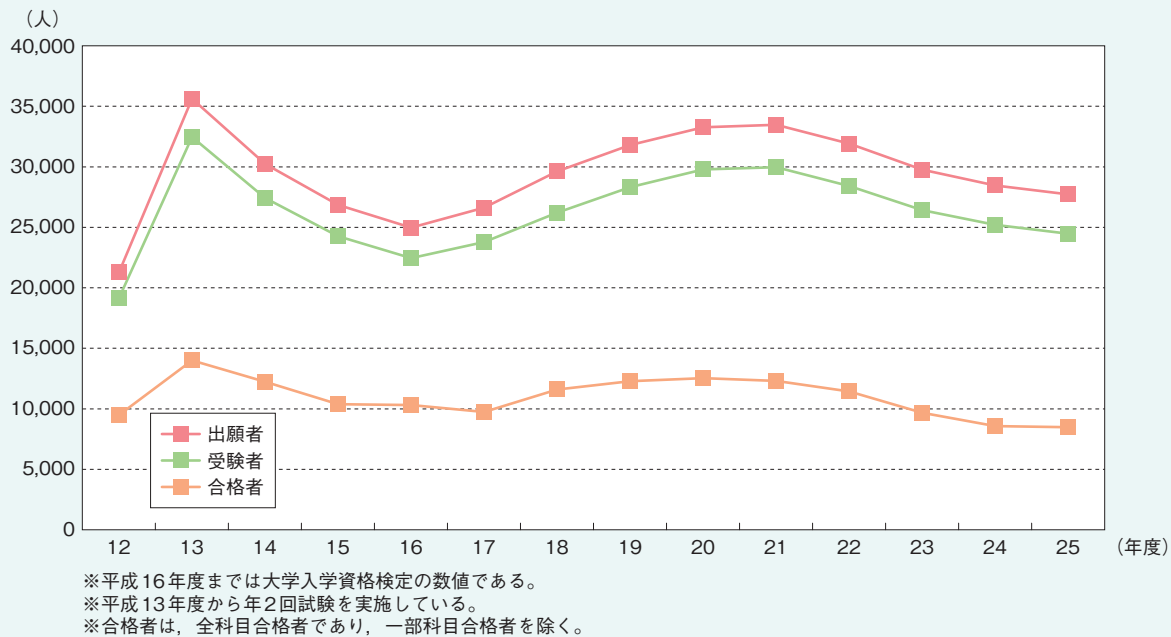
（１）高等学校卒業程度認定試験

高等学校卒業程度認定試験は、高等学校を卒業していないなどの者に対し、高等学校卒業者と同程度以上の学力があることを認定する試験です。この試験の合格者には、大学などへの入学資格が付与されます。

平成25年度における延べ出願者数は2万7,730人、受験者数は2万4,463人、合格者数は8,469人となっています（図表2-3-6）。また、出願者のうち約半数となる48.6%を高等学校中途退学者が占めていることから、この試験が、中途退学者などの再チャレンジの場となっていることが分かります。

試験合格者のおよそ半数は大学などへ進学していますが、この試験は、就職などの機会に学力を証明する手段としても活用されています。文部科学省では、就職などの際にこの試験を活用した場合に、採用試験や採用後の処遇において高等学校の卒業者と同等に扱われるように、パンフレットやポスターの配布などにより、制度の周知に努めています。

図表 2-3-6 高等学校卒業程度認定試験の出願者・受験者・合格者数



(出典) 文部科学省調べ

(2) 学校における単位認定

高等学校においては、生徒の能力・適性、興味・関心などが多様化している実態を考慮し、選択の幅を広げるという観点から、生徒の在学する高等学校での学習の成果に加えて、①大学、高等専門学校、専修学校などにおける学修、②知識・技能審査の成果に関する学修、③ボランティア活動、就業体験活動（インターンシップ）、④高等学校卒業程度認定試験の合格科目に関する学修など、在学する高等学校以外の場における学修の成果について、各高等学校の判断により、学校の単位として認定することが可能となっています。

大学などにおいては、教育内容の充実に資するため、大学教育相当の学修など大学以外の教育施設などにおける学修について、当該大学などにおける単位として認定できることとしており、511大学（全体の69.4%（平成23年度））において活用されています。

(3) 大学評価・学位授与機構による学位授与

大学評価・学位授与機構では、大学・大学院の正規の課程を修了してはいないものの、大学・大学院を卒業又は修了した者と同等以上の学力を有すると認められる者に対して、高等教育段階の様々な学習成果を評価し、学位を授与しています。平成25年度末までに、①短期大学、高等専門学校卒業生などが大学、専攻科において更に一定の学習を行った場合に当たる者として延べ4万1,096人に、②同機構が認定する教育施設（省庁大学校）の課程の修了者に当たる者として延べ2万4,369人に同機構から学位が授与されました。

(4) 準学士・短期大学士・専門士・高度専門士の称号の付与等

高等専門学校卒業生には「準学士」の称号が付与されています。また、現在、短期大学卒業生には、「短期大学士」の学位が授与されています。

専門学校修了者については、修業年限2年以上、総授業時数1,700時間以上などの要件を満たすと文部科学大臣が認めた課程の修了者に対して、「専門士」の称号が付与されます。また、修業年限4年以上で、総授業時数3,400時間以上などの要件を満たすと文部科学大臣が認めた課程の修了者に対

しては、「高度専門士」の称号が付与されます。

(5) 民間教育事業の質の向上

現在、民間の検定試験には、全国規模で実施され年間の受検者数が100万人を超える検定や、専門的な知識・技能を測るために特定の受検者を対象に実施される検定、各地域における文化活動や観光産業などの活性化を目的とした検定など、その実施主体や目的、内容などにおいて多種多様なものが存在しています。こうした検定試験によって測られる学習成果が適切に評価され、学校や職場、地域社会などで活かされるためには、検定試験の質の向上と信頼性の確保が必要なことから、文部科学省では、民間事業者などが行う検定試験の評価に向けた主体的な取組を支援しています。平成25年6月には、「検定試験の自己評価等に関するアンケート調査」の結果を公表し（自己評価を実施した民間事業者の割合は5割）、関係団体による取組を促すとともに、検定試験の受検者等の活用に資するよう、文部科学省のホームページで情報提供を行っています。

また、文部科学省と経済産業省合同の「民間教育事業者における評価・情報公開等の在り方に関する検討会」を開催するなど、民間教育事業者における学習の質の保証・向上の取組も進めています。

(6) 地域や大学における人材認証制度の状況

一定の学習や活動を経た人材の能力・経験などを客観的に認証する仕組み（いわゆる人材認証制度）は、自治体や大学、NPO法人などにより、様々な分野で実施されています。平成22年度に実施した調査では、学習成果の活用を意識して、座学と実践を組み合わせたプログラムを編成する制度が多く見られた一方、認証後の活躍の場とのマッチングに課題があることも分かりました。24年度に実施した調査において、このような課題を解決するためには、具体的な活動の場を見据えて認証制度を設計することや、活動の場・団体が認証者と連携するための仕組みとしての認証者による団体を設立すること等の工夫が必要であることが分かりました。学習した成果が地域や社会で生かされるためには、今後もこうした人材認証制度の一層の普及・発展が望まれます。

3 国際成人力調査（PIAAC）の実施

第2部第1章第2節において紹介したとおり、経済協力開発機構（OECD）が今回初めて実施した国際成人力調査（PIAAC）の結果から、我が国の成人スキルの特徴が明らかになりました。同時に、今後の学校教育や職業訓練など人材育成政策の参考となる手掛かりが示されています。

我が国の成人の読解力や数的思考力の平均得点が世界のトップレベルにあるという調査結果が出た要因としては、①戦後一貫して高い就学率を維持してきた義務教育をはじめとするこれまでの我が国の教育の成果が最も大きいと思われますが、加えて、②30歳以降のスキルが高いまま維持されていることから、企業の人材育成の取組の成果も大きいと考えられます。さらに、その根本には、③日本人が「読むこと」など日常生活を通じてスキルを高めているという、勤勉な国民性があると考えられます。

ただし、今回の調査結果を見ると、ほかに若年層のスキルが急速に高まっている国もあり、我が国が引き続き全ての年齢層において世界トップレベルのスキルを維持し続けるということは容易ではありません。

また、現在公表されている結果から見える我が国の課題として、①最上位レベルのスキルを有する者の割合を高める必要があること、②幅広い世代にわたるICTリテラシーの向上のための教育の情報化が必要であること等が挙げられます。

今後とも、上記のような状況・課題を踏まえ、世界トップレベルの成人力を維持し、また向上させていくよう一層取組を進めていく必要があります。

4 生涯学習に関する普及・啓発から学習成果の活用へ

生涯学習の振興を図るためには、人々の学習機会を広く提供するとともに、学習の成果が地域の活性化に生かされることが重要です。「全国生涯学習ネットワークフォーラム」は、行政や大学等の教育機関、NPO法人や民間団体、企業等の関係者が一堂に会し、多様な主体が協働した地域づくり、社会づくりについての研究協議等を行い、その成果を発信するとともに、継続的な取組が推進されるよう、様々な分野にまたがる関係者等のネットワーク化を図るための取組です。

東日本大震災が発生した平成23年度に東京都で開催されて以降、24年度には、岩手県、宮城県、福島県の東北3県において共同で開催されており、25年度で3回目を迎えました。これまで、東日本大震災からの復旧・復興や震災から見てきた全国共通の課題解決をテーマとして実施されてきています。

平成25年度は岩手県で開催され、「プレ・フォーラム」(平成25年7月)、「フィールドワーク」(同年9月)、「メインフォーラム」(同年11月)、「アフターフォーラム」(平成26年2月)と、年間を通して参加体験型の取組が行われたのが特徴です。とりわけ本大会では、復興支援のために全国各地から集まった大学生が、岩手県内の各被災地で、自分たちで企画した復興支援活動を実践し、その成果を発信しています。

5 社会人の学び直し

社会人となった若者が、転職や昇進のために大学等で学び直しを行うことの重要性が高まっています。しかし、教育資金の問題や、企業ニーズに合ったプログラムが大学等がないといった問題により断念している状況が見受けられます。第2期計画にも、社会人の学び直しの機会の充実として、スキルアップ・職種転換などのキャリアアップや再就職(出産等により一度離職した女性の再就職など)などの再チャレンジを目指す社会人の学び直しをはじめ、多様なニーズに対応した教育の機会を充実するなど、大学・大学院・専門学校等の生涯を通じた学びの場としての機能を強化することが記載されています。さらに、「日本再興戦略 -JAPAN is BACK- (平成25年6月14日閣議決定)」においても、女性のライフステージに対応した活躍支援や、若者の活躍促進等で、社会人の学び直しが挙げられています。

文部科学省においては、大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを開発・実施するとともに、若者等の学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用を行うこととしています。

現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標3（生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得）

【成果指標】

- 現代的・社会的な課題に対応した学習を行った人の割合の増加
- 体験活動・読書活動の実施状況等の改善
 - ・全校一斉の読書活動を実施する学校の割合の増加
 - ・市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定率の増加

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

- 現代的・社会的な課題等に対応した学級・講座^{（※1）}について
 - ・実施件数…平成20年度：8万4,645件 平成23年度：7万4,861件
 - ・受講者数…平成20年度：543万740人 平成23年度：470万3,819人
 - ・地方公共団体の関係機関^{（※2）}が実施する学級・講座件数全体に占める割合
 - …平成20年度：10.6%（8万4,645件/79万5,105件）
 - 平成23年度：10.7%（7万4,861件/70万1,221件）

（※1）文部科学省「社会教育調査報告」都道府県・市町村教育委員会及び首長部局、公民館、公民館類似施設、生涯学習センターにおける「市民意識・社会連帯意識」に関する学級・講座
 （※2）都道府県・市町村教育委員会及び首長部局、公民館、公民館類似施設、生涯学習センター
- 我が国の男女共同参画の現状は道半ばであり、成長戦略としても「女性の活躍」が求められている。引き続き、国立女性教育会館の機能強化を図りつつ、学校、家庭、地域等のあらゆる場において男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実を図ることが必要。
- 教育委員会における消費者教育の実施や、消費者行政部局との連携を推進するため、効果的な連携・協働による消費者教育推進体制を全国に構築することが課題。
- 全校一斉の読書活動を実施する学校の割合（出典：文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」）
 - ・小学校：平成20年度：96.6% → 平成22年度：96.2% → 平成24年度：96.4%
 - ・中学校：平成20年度：86.9% → 平成22年度：87.5% → 平成24年度：88.2%
 - ・高等学校：平成20年度：39.7% → 平成22年度：41.1% → 平成24年度：40.8%
- 市町村における「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定率（文部科学省調べ）
 - 市：79.8%，町村：50.5%（平成25年度末）
- 不読率（1か月に1冊も本を読まない子供の割合）（出典：全国学校図書館協議会、毎日新聞社「第59回学校読書調査」）
 - 平成15年から平成25年の10年間で
 - ・小学生：9.3% → 5.3%
 - ・中学生：31.9% → 16.9%
 - ・高校生：58.7% → 45.0%

1 少子化対策

我が国で急速に進行している少子化問題に対し、政府においては、平成15年に制定された「少子化社会対策基本法」や「次世代育成支援対策推進法」，「子ども・子育てビジョン」（平成22年決定）などに基づいて対策を推進してきました。

文部科学省では、「子ども・子育て支援法」に基づく新たな制度の構築により、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供を一層促進するほか、

1. 教育に係る保護者の経済的負担の軽減
2. 認定こども園の設置促進や幼稚園における預かり保育・子育て支援の充実
3. 地域住民等の参画による、学校への支援や、放課後等における子供たちへの学習や体験・交流の機会の提供、親への学習機会の提供などによる家庭教育の支援など、地域の実情に応じた教育支援活動の推進等に取り組んでいます。

2 高齢社会への対応

急速な高齢化により、社会保障給付の増大、地域社会の活力の低下、単身老人世帯の増加等の問題が顕在化しつつあります。

他方で、65歳以降の平均寿命は非常に長くなり、退職後の人生を自ら設計し、生きがいを持って主体的に生きるとともに、地域における様々な活動において、重要な担い手として活躍していくことは、本人のみならず、地域社会の活性化という観点からも重要です。

このため、多様な学習の機会を提供するとともに、学習の成果を適切に活用し、社会参画につながる仕組みづくりが求められています。

このような背景を踏まえ、文部科学省では、平成23年度に開催した「超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会」の報告を踏まえ、24年度から、高齢者が生涯学習を通じて地域づくりに主体的に参画することを促進するため、高齢者の生涯学習に関する研究成果や各地域の先進的な取組事例等を活用した研究協議を行う「長寿社会における生涯学習政策フォーラム」を開催しています。25年度は、10月に東京都千代田区、12月に福岡県北九州市においてフォーラムを開催し、行政の教育部局だけでなく、福祉・まちづくり部局、大学、NPO法人、企業関係者、個人等幅広い分野の方々に参加いただきました。

3 人権教育の推進

文部科学省では、「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神にのっとり、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めています。平成12年12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。基本計画においては、人権の大切さを教育する取組や、重要な人権課題（女性、子供、高齢者、障害のある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害など）に対する教育の取組について盛り込んでいます。なお、23年4月1日に同基本計画の一部を変更する閣議決定がされ、「第4章の2 各人権課題」に「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられました。また、これを受け、同年5月に、拉致問題担当、総務、法務、文部科学の4大臣連名で、都道府県知事、都道府県教育委員会教育長に対して、拉致問題に関する理解促進及び人権教育・啓発の推進について協力依頼を通知しました。

また、同年から、学校現場に向けて、拉致問題対策本部が行っている映画「めぐみ」及びアニメ「めぐみ」の上映等の機会の活用を促す通知を発出しており、平成25年度は、拉致問題担当大臣と文部科学大臣の連名による協力依頼を改めて行いました。

学校教育分野では、学校における人権教育の指導方法等に関する調査研究とその成果の普及、実践事例の収集・公開等により、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実に支援しています。

社会教育分野では、「公民館を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の中で、社会教育施設が関係諸機関等と連携・協働し、人権教育などの地域課題を解決する取組を支援し、地域コミュニティの再生及び地域活性化を図りました。

4 男女共同参画社会の形成に向けた取組

(1) 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の最重要課題であり、「男女共同参画社会基本法」や同法に基づき策定された「男女共同参画基本計画」により、各府省において総合的かつ計画的な取組が進められています。

文部科学省では、「第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）」に示された施策の方向性等に基づき、引き続き、男女平等を推進する教育・学習の充実などを図っていきます。

(2) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

文部科学省では、男女共同参画社会の形成に向けて、学校・家庭・地域などあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実などを図っています。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解・協力について適切に指導するとともに、男女が共に各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられるよう、進路指導に努めています。

また、社会教育においては、男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくための学習機会の充実を図っています。平成25年度は「男女共同参画社会の実現の加速に向けた学習機会充実事業」において、男女共同参画の視点に立ったキャリア形成支援のため、高校の進路指導等で活用できる教材を作成するとともに、働き方の見直しや子育てへの参画等について、多様な選択が可能となるよう学生を対象としたワークショップを実施しました^{*2}。

(3) 国立女性教育会館における活動

我が国唯一の女性教育のナショナルセンターである国立女性教育会館（NWEC（ヌエック））は、「教育・学習支援」、「研修」、「情報」、「調査研究」、「国際連携」の五つを有機的に連携させながら国内の男女共同参画を推進するための事業を展開しています。

平成25年度は、支援対象者として女性団体、女性・男女共同参画センター、地方公共団体、大学に、新たに企業を加え、当該分野の男女共同参画推進リーダー等に対する研修を実施するとともに、これらの機関や組織が連携・共同して男女共同参画を推進するためのネットワーク形成の機会を提供する研修を実施しました。また、女子大学生を対象として、将来、組織や社会を支える女性リーダーの育成を目的としたセミナーを実施する等の事業展開を図りました。さらに、国際的な取組として、「男性と男女共同参画」をテーマとした国際シンポジウムを実施しました。

これらの研修の土台となる調査研究や、関連する専門情報の収集・提供については、新たに大学における男女共同参画の実態に関する調査や、企業や大学の取組に関する情報収集を重点的に行う等、引き続き、男女共同参画の推進に資する調査研究及び情報事業の充実を図りました。

5 児童虐待の防止

近年、児童虐待の防止については、様々な施策の推進が図られていますが、痛ましい児童虐待は後を絶たず、児童相談所の相談対応件数も平成24年度には6万6,701件となるなど、児童虐待は依然として、早急に取り組むべき社会全体の課題となっています。

このような状況の中、児童虐待の定義の拡大・明確化や早期発見を図るための通告義務の範囲の拡大などを内容として、平成16年に「児童虐待の防止等に関する法律」が改正されました。さらに、

^{*2} 「男女共同参画社会の推進のために」 <http://danjogaku.mext.go.jp/>

19年5月には、児童の安全確認などのための立入り調査などの強化、保護者に対する面会、通信の制限の強化などを内容とした改正が行われました。

児童虐待は、その未然防止、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の支援について、家庭・学校・地域社会・関係機関の密接な連携が必要となります。そのため、文部科学省では、以前から都道府県などを通じて、学校教育関係者や社会教育関係者に対して児童相談所への通告義務や関係機関との連携等を図る上での留意点などについて周知するほか、家庭教育支援チームの組織化などによる相談対応、保護者への学習機会の提供などの家庭教育支援などを行っています。

平成25年度は、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」により、児童虐待などの社会的課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材によるサポート体制を構築するために、実証的調査研究を実施しました。

これらのほか、児童虐待の防止などのために必要な体制の整備に資するものとして、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの外部の専門家を活用した学校の教育相談体制の充実に努めています。

6 消費者教育の推進

消費者をめぐる問題が複雑化・高度化する中、消費者被害防止の観点のみならず、様々な情報の中から必要なものを取捨選択し、適切な意思決定や消費行動を選択し、意見を表明し行動できる、自立した消費者を育成する教育が求められています。

文部科学省では、「消費者基本計画（平成22年3月30日閣議決定）」を基本として、学校教育や社会教育における消費者教育を推進しています。24年に施行された「消費者教育の推進に関する法律」（「消費者教育推進法」）及び25年に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」においても学校・地域・家庭・職域その他の様々な場における消費者教育の推進や、多様な主体の連携の確保について規定され、より一層の消費者教育の推進が求められています。

学校教育においては、平成20年3月に小・中学校学習指導要領、21年3月に高等学校学習指導要領を改訂し、消費者教育に関する内容の充実を図りました。改訂された学習指導要領は、23年度から順次実施されています。また、24年度からは、児童生徒が消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結び付けることができる実践的な能力を育むための具体的な方策について、都道府県教育委員会などに委託をして調査研究を実施しています。

また、文部科学省の消費者教育に関する取組の成果を広く還元するとともに、消費者教育を実践する多様な主体の連携・協働を促進する場として、平成25年度は、札幌、名古屋、千葉の3か所において「消費者教育フェスタ」を開催しました。

さらに、地域において消費者教育を進めるため消費者教育アドバイザーの派遣や、地域における消費者教育の推進体制づくりを進めるため調査研究を実施しました。

今後とも、このような取組を通じて、「消費者教育推進法」等を踏まえた教育が展開されるよう、消費者教育の推進を図っていきます。

7 環境教育・環境学習の推進

（1）環境教育の意義

現在、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切です。そのためには、国民が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要であり、特に、21世紀を担う子供たちへの環境教育は極めて

重要な意義を有しています。

平成18年12月に改正された教育基本法では、教育の目標として、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」（第2条第4号）が新たに規定されています。また、近年、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっていること、26年に最終年を迎える「国連持続可能な開発のための教育の10年（UNDESD）」の動きなどを踏まえ、23年6月に改正法として、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が成立するとともに、24年6月に同法に基づく基本方針の変更が行われています。文部科学省では、これらを踏まえ、国民がその発達段階に応じて、あらゆる機会に環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育や社会教育において環境教育の推進のために必要な施策に取り組んでいます。

（2）環境教育・環境学習推進のための施策

「教育基本法」の改正などを受けて、平成20年3月に小・中学校、21年3月に高等学校の学習指導要領を改訂し、社会科や理科、技術・家庭科など関連の深い教科を中心に環境教育に関する内容の充実を図りました。例えば、小学校の社会科では「節水や節電などの資源の有効な利用」（3・4学年）、中学校の理科では、「自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察」（第1分野、第2分野）、また、高等学校の家庭科では、「環境負荷の少ない生活、持続可能な社会を目指したライフスタイルを工夫し、主体的に行動する」（家庭基礎）と記述されています。

また、文部科学省では、環境教育を一層推進するための施策を実施しています。まず、アメリカ合衆国の提唱による「環境のための地球規模の学習及び観測（GLOBE）計画」に参加する協力校の指定や、環境省と連携・協力し、教員などを対象とした研修（環境教育リーダー研修）などを実施しています。

さらに、これまで「豊かな体験活動推進事業」において、自然の中での宿泊体験活動の推進を図ってきました。平成25年度からは、「健全育成のための体験活動推進事業」において、児童生徒の健全育成を目的とした自然体験活動や農林漁業体験など農山漁村等における様々な創意工夫のある宿泊体験活動を支援しています。

学校施設においても、環境への負荷の低減を図るとともに、施設を環境教育の教材として活用し、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー設備や断熱化の仕組み・効果を学習するなど、学校を地域への環境教育の発信拠点とするため、関係省庁と連携して、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進しています。

社会教育においては、公民館などの社会教育施設を中心として、地域における社会教育関係団体などが連携し、環境保全などの地域の課題を解決していくための取組を支援し、地域の教育力の向上を図っています。

また、青少年の自然体験活動などを一層推進するため、その重要性などを広く家庭や社会に発信するとともに、青少年の自然体験活動などを推進している企業の表彰と実践事例の普及、防災キャンプの推進及び青少年の体験活動の評価・顕彰制度の創設に関する調査研究などに取り組んでいます。さらに、国立青少年教育振興機構では、全国28か所の国立青少年教育施設の立地条件や特色を生かした自然体験活動などの機会と場を提供しているほか、民間団体が実施する自然体験活動などに対して「子どもゆめ基金」事業による助成を行い、青少年の自然体験活動を推進しています。

8 読書活動の推進

読書は、我々の人生をより豊かなものにすることでなく、特に子供にとっては、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。平成25年5月17日に「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的

な計画」「基本計画」が閣議決定され、今後おおむね5年間にわたる施策の方向性などが示されるとともに、主な目標として、

- ①市町村における「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」の策定率の増加（市にあっては100%、町村にあっては70%以上）
- ②「不読率」（1か月に1冊も本を読まない子供の割合）の今後10年間で半減などが掲げられました。

文部科学省では、基本計画に基づき、国民の間に広く読書活動についての関心と理解を深めるため、様々な施策を実施しています。

（1）学校における読書活動の推進

①学校における読書活動の推進

子供の読書習慣を形成していく上で、学校は掛け替えのない大きな役割を担っています。「学校教育法」においても、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されています。

平成20年及び21年に公示された新学習指導要領においては、各教科等の学習を通じ、記録、説明、評判、論述、討論等の言語活動を充実することとされています。小学校、中学校、高等学校の各学校段階において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。

文部科学省の調べでは、平成24年5月現在、全校一斉の読書活動（いわゆる朝読を含む）を実施している公立学校の割合は、小学校で96.4%（22年96.2%）、中学校で88.2%（22年87.5%）、高等学校で40.8%（22年41.1%）となっているほか、図書の読み聞かせやブックトークなど、全校一斉の読書活動以外の取組を実施している公立学校の割合は、小学校で97.9%（22年97.9%）、中学校で73.9%（22年72.1%）、高等学校70.0%（22年69.2%）となっています。また、ボランティアなどの協力を得ている学校や公立図書館との連携を実施している学校も増加しており、各学校において積極的な取組が行われています。

②学校図書館資料の整備・充実

学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習センター」「情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うとともに、自由な読書活動の場である学校図書館について「心の居場所」としての機能を更に充実させていくことが期待されています。

公立義務教育諸学校における学校図書館の図書については、学校の規模に応じて整備すべき蔵書数の目標を定めた「学校図書館図書標準」の達成に向けた図書整備の経費として、平成24年度から28年度までを期間とする「学校図書館図書整備5か年計画」が策定されています。公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うこととして、単年度約200億円、5か年総額約1,000億円の地方財政措置が講じられています。「学校図書館図書標準」の達成が十分でない状況（23年度末時点で「学校図書館図書標準」を達成している学校の割合：小学校56.8%、中学校47.5%）を踏まえ、各教育委員会や学校において「学校図書館図書標準」の達成に向けた蔵書の計画的な整備が引き続き求められます。

また、「学校図書館図書整備5か年計画」においては、学校図書館への新聞配備のため、単年度約15億円、総額約75億円の地方財政措置が新たに講じられました。学校図書館に新聞を配備している学校は、平成24年5月現在、小学校で約24.5%、中学校で約19.0%であり、新聞を活用した学習を行

うための環境が十分に整備されていないことを踏まえ、学校図書館への新聞配備を促しています。

③学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

子供の読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ、学ぶことを教える大人の存在が極めて重要です。司書教諭は学校図書館資料の選択・収集・提供や子供の読書活動に対する指導を行うなど、学校図書館を活用した教育活動や読書活動の中心的な役割を担うことから、「学校図書館法」上、12学級以上の学校には必ず置かなければならないこととされています。文部科学省では、引き続き司書教諭の養成のための講習会を実施し、有資格者の養成に努めるとともに、司書教諭の配置が促進されるよう周知を図っていきます。

また、学校図書館活動の充実を図るためには、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員である学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を計画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりすることが有効です。学校図書館担当職員を配置する公立小中学校は近年一貫して増加しており（平成24年5月現在：小学校47.8%，中学校48.2%），児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校図書館担当職員の必要性が強く認識されていることがうかがえます。こうした状況を踏まえ、公立小中学校に学校図書館担当職員を配置するための経費として、24年度から新たに単年度約150億円の地方財政措置が講じられており、その配置充実を促しています。

さらに、平成25年8月に文部科学省にて開催した「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」（座長：堀川照代 青山学院女子短期大学教授）は、学校図書館の利活用の意義について改めて確認するとともに、学校図書館担当職員に求められる役割・職務、学校図書館担当職員に求められる資質能力及びその向上方策について整理した、学校図書館担当職員の役割・職務やその資質能力の向上方策等に関する報告^{*3}を26年3月に取りまとめました。

（2）地域における読書活動の推進

文部科学省では、「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき、学校、図書館、ボランティア団体などの読書関係者のネットワークの構築を促すための「読書コミュニティ拠点形成支援事業」、「子ども読書の日」（4月23日）を記念した「子どもの読書活動推進フォーラム」の開催、優れた読書活動を行っている団体・個人の文部科学大臣表彰及び子供の読書活動を応援する全国的な情報サイト「子ども読書の情報館」を活用した情報提供^{*4}を行っています。

さらに、「地域の知の拠点」としての図書館が、住民にとってより利用しやすく、身近な施設となるための環境の整備を進めるほか、読書活動をはじめとする図書館の機能やサービスをより一層充実させるため、平成24年12月に全部改正した「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、子供のための施設・設備や読み聞かせ等のサービスの充実について規定し、読書環境の整備に努めています。



^{*3} http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/099/houkoku/1346118.htm

^{*4} <http://www.kodomodokusyo.go.jp/>

